第28回定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

・事業報告

主要な営業所

従業員の状況

主要な借入先の状況

業務の適正を確保するための体制

剰余金の配当等に関する基本方針及び当期・次期の配当

・連結計算書類

連結注記表

・計算書類

個別注記表

（2021年４月１日から2022年３月31日まで）

株式会社ピーシーデポコーポレーション

上記事項は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載することにより株主の皆様に提供しております。（アドレス　https://www.pcdepot.co.jp/co_ir/）

主要な営業所（2022年３月31日現在）

①当社

本　　社	横浜市西区高島一丁目２番５号	
ピーシーデポスマートライフ店 PC DEPOT PC DEPOTパソコンクリニック	全54店 全１店 全58店	
神奈川県（１６店）	ピーシーデポスマートライフ店 PC DEPOTパソコンクリニック	12店舗 ４店舗
東京都（２６店）	ピーシーデポスマートライフ店 PC DEPOTパソコンクリニック	18店舗 ８店舗
埼玉県（１５店）	ピーシーデポスマートライフ店 PC DEPOTパソコンクリニック	８店舗 ７店舗
千葉県（２４店）	ピーシーデポスマートライフ店 PC DEPOTパソコンクリニック	６店舗 18店舗
茨城県（１６店）	ピーシーデポスマートライフ店 PC DEPOTパソコンクリニック	５店舗 11店舗
栃木県（７店）	ピーシーデポスマートライフ店 PC DEPOTパソコンクリニック	２店舗 ５店舗
群馬県（７店）	ピーシーデポスマートライフ店 PC DEPOT PC DEPOTパソコンクリニック	１店舗 １店舗 ５店舗
静岡県（２店）	ピーシーデポスマートライフ店	２店舗

②株式会社ピーシーデポストアーズ（子会社）

本　　社	横浜市西区高島一丁目２番５号
ピーシーデポスマートライフ店　全10店 ピーシーデポスマートライフ店くらしのデジタル館　全１店 PC DEPOT　全４店 PC DEPOTパソコンクリニック　全６店	
長崎県（１店）	ピーシーデポスマートライフ店　１店舗
福岡県（１店）	PC DEPOT　１店舗
佐賀県（１店）	ピーシーデポスマートライフ店　１店舗
鹿児島県（１店）	ピーシーデポスマートライフ店　１店舗
愛知県（４店）	ピーシーデポスマートライフ店　３店舗 ピーシーデポスマートライフ店 くらしのデジタル館　１店舗
青森県（１店）	PC DEPOT　１店舗
福島県（１店）	PC DEPOT　１店舗
岩手県（１店）	ピーシーデポスマートライフ店　１店舗
香川県（１店）	ピーシーデポスマートライフ店　１店舗
新潟県（３店）	ピーシーデポスマートライフ店　１店舗 PC DEPOTパソコンクリニック　２店舗
長野県（４店）	ピーシーデポスマートライフ店　１店舗 PC DEPOTパソコンクリニック　３店舗
石川県（１店）	PC DEPOTパソコンクリニック　１店舗
大阪府（１店）	PC DEPOT　１店舗

③フランチャイズ契約加盟店

法人名（１法人）	株式会社KCS
PC DEPOT　全２店	
岡山県（１店）	PC DEPOT　１店舗
高知県（１店）	PC DEPOT　１店舗

（注）当社および株式会社ピーシーデポストアーズは、2022年2月1日付で、本社を横浜市港北区から横浜市西区へ移転しております。

従業員の状況（2022年３月31日現在）

①　企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従　業　員　数	前連結会計年度末比増減
デジタルライフ会員の関連事業	828　（592）名	66名増（172名減）
インターネット関連事業	70　（9）名	2名減　（1名減）
合　計	898　（601）名	64名増（173名減）

（注）　パート及び嘱託社員は（　）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

②　当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
723（495）名	47名増（127名減）	34.3歳	7年10ヶ月

（注）　パート及び嘱託社員は（　）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

主要な借入先の状況（2022年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	2,720百万円
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	2,099百万円
株式会社三井住友銀行	1,427百万円
株式会社横浜銀行	639百万円
株式会社りそな銀行	457百万円
株式会社千葉銀行	91百万円

業務の適正を確保するための体制

1．コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、透明性が高く健全で公正な経営を維持するため、取締役会の監督機能強化を図りながら迅速な経営を推進し、コーポレート・ガバナンスの強化を図っております。

その充実のため、適時・適切な情報開示による経営の透明性の確保並びに統制環境の強化を重視しており、今後もコーポレート・ガバナンス体制を随時見直し、企業価値の向上を目指してまいります。

2．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況・運用状況

(1) 基本的な考え方

当社は、内部統制システムの構築にあたり、事業活動の方針を定めた「基本方針」の徹底を図るとともに、適法且つ効率的な事業活動を行い、財務諸表の信頼性の確保及び企業情報の開示における統制及び手続きを確立します。また、リスクに関しても定期的にリスク検討を行い、その管理に取り組みます。

当社は、反社会的勢力に対し毅然とした姿勢で組織的に対応します。

(2) 内部統制システムの構築に関する取締役会決議の概要

①当社の取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役並びに従業員が法令・定款等を遵守することの徹底を図るとともに、リスク管理体制の強化にも取り組む等、内部統制システムの充実に努めます。月１回開催の取締役会では、法令遵守の観点から取締役の「心得」の確認、執行役員・従業員は半年ごとに「誓約書」の提出を行い、コンプライアンス並びに職務倫理を再確認するとともに、必要な教育・研修を実施します。

当社は、経営に対する監督機能の強化のため、独立した社外監査役を任用し、取締役会の活性化のため、独立した社外取締役を任用します。

当社は、社内外におけるリスクの検討を行います。定期的に開催する「リスクマネジメント委員会」にて、当社グループに及ぼす影響の大小や緊急性によりリスクレベルの格付けを行い、それぞれのレベルに応じた予防策を講じます。ま

た、取締役を主要構成員として組織した「コンプライアンス委員会」にて、当社が適法な事業活動を行うための予防策を講じます。

②当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

業務執行取締役は、その職務の執行に係る文書（議事録・稟議書・契約書等）その他の情報を当社の社内規程（文書管理規定等）に従い、適切に保存及び管理を行います。

③当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ．内部監査・内部統制部門

子会社を含むグループ全社の統制環境の構築整備／運用の推進を図り、組織横断的な統制機能の主管を果たします。

また、店舗実地監査・業務別監査を定期実施します。監査結果については、代表取締役並びに監査役へ定期報告を行います。また、被監査部門に通知し、再発防止策とその実施報告を受けます。

なお、内容等については社内規程等に随時反映し、再発防止につなげます。

ロ．内部相談窓口・内部通報窓口・弁護士直通ダイヤル

相互牽制により、自浄作用が生かされる仕組みとして、各窓口を設置・運用します。

④当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社では、定例の取締役会を原則月１回開催し、重要事項の決定及び各取締役の業務執行状況の監督を行うとともに、業務執行上の責任を明確にするため、取締役の任期を１年と定めます。

また、取締役会の決定に基づく職務執行については、業務分掌規程等において、それぞれの責任、執行手続の詳細について定めます。

⑤当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ．子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制

当社より、各子会社に役員派遣を行い、子会社の業務及び取締役の職務の執行の状況を定期的に当社の取締役会に報告することとします。

ロ．子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

内部監査・内部統制部門が組織（子会社含む）横断的に統制環境の整備／運用状況を「全社レベル統制42項目」を軸に評価します。また、子会社への業務別監査を定期実施します。監査結果については、代表取締役並びに監査役へ定期報告を行い、その後、被監査部門に通知し、再発防止策とその実施報告を受けます。

ハ．子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社の自主性を尊重しつつ子会社の業務内容の定期的な報告を受け、重要案件についてはその内容について事前協議を行い、子会社の取締役会にて協議することにより、子会社の取締役の職務の執行の効率化を確保します。

ニ．子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、取締役並びに従業員が法令・定款等を遵守することの徹底を図るとともに、リスク管理体制の強化にも取り組む等、内部統制システムの充実に努め、子会社においても、月１回開催の取締役会では、法令遵守の観点から取締役の「心得」の確認、執行役員・従業員は半年ごとに「誓約書」の提出を行い、コンプライアンス並びに職務倫理を再確認するとともに、必要な教育・研修を実施します。

⑥当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合における当該使用人に関する事項

取締役は、監査役の求めに応じて、監査役の職務を補助する使用人を配置します。

⑦前項⑥の使用人の当社の取締役からの独立性及び監査役の当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務の独立性を確保するため、監査役の職務を補助する者は、監査役の指示に従い、使用人が所属する取締役の指揮命令を受けないものとします。

⑧当社の監査役への報告に関する体制

イ．取締役及び従業員並びに子会社の取締役及び従業員は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うこととします。

ロ．前項の報告・情報提供としての主なものは、次のとおりとします。

(イ).当社の内部統制システムの構築に関わる部門の活動状況

(ロ).当社の子会社及び関係会社の監査役及び内部監査部門の活動状況

(ハ).当社の重要な会計方針、会計基準及びその変更

(ニ).業績及び業績見込みの発表内容、重要開示書類の内容

(ホ).内部通報制度の運用及び通報の内容

(ヘ).監査役から要求された契約書類、社内稟議書及び会議議事録の回付

⑨監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針

監査役の職務執行について生じる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理については、監査役の請求等に従い円滑に行いうる体制とします。

⑩その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する件を含め、当社の監査体制と内部統制システムの体制との調整を図り、監査の実効性確保に係る各監査役の意見を十分に尊重します。

⑪前号３のロ、前号８の報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保する体制

当社は、「コンプライアンス委員会規程」において、当該報告をしたことを理由として、当該報告者に対して、不当な取扱いを行うことを禁止します。

（３）内部統制システムの運用状況の概要

当社グループは、内部統制システムの取締役会決議に基づき、次のとおり運用しております。

①コンプライアンス

取締役会では独立社外役員が各自の専門的見地から適宜発言し、活発な議論が行われております。

取締役は「心得」、執行役員・従業員は「誓約書」を定期的に提出するとともに、定期的に開催する「コンプライアンス委員会」において、コンプライアンス及び職務倫理の強化に向けた対応を推進しております。

また、「内部相談窓口」「内部通報窓口」「弁護士直通ダイヤル」を設置し、リスクマネジメント委員が通報の対象となる事項への迅速かつ適切な対処を行っております。

②リスクマネジメント

経営リスクを影響度と緊急度によりレベル分けしたリストを作成し、定期的に開催する「リスクマネジメント委員会」にて各リスク項目への対応と進捗管理を行っております。

また、店舗実地監査及び業務別監査に関しては、品質向上に資する監査が網羅的に実施されており、発見された問題点については、適宜、代表取締役及び監査役に報告され迅速かつ適切に対応しております。

③指名・報酬

社外取締役の助言の機会を適宜確保することにより取締役等の指名・報酬に係る取締役会機能の客観性及び透明性を維持し、コーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図ることを目的として、指名・報酬委員会を設置しております。

④企業集団内部統制

当社企業集団の内部統制については、全社レベルや業務プロセスレベルの各種統制の整備状況と運用状況を評価し、適宜、代表取締役及び監査役に報告されております。

また、子会社の業務執行状況は当社に適宜報告されており、その上で当社企業集団の全体最適を考慮した意思決定が行われております。

⑤監査役の補助使用人

監査役専任の補助使用人は置いておりませんが、「監査役監査基準」に従い、内部監査部門及び内部統制部門の従業員が監査役の指示に適宜対応する体制が整っており、監査役からの指示を受けた内部監査部門及び内部統制部門の従業員は、当該業務に関しては、上長及び他の役職員の指揮命令を受けることなく、監査役の指示に適宜対応しております。

⑥監査役監査の実効性

監査役は、取締役会、経営会議、及びその他の重要会議に出席し、取締役の意思決定や職務執行が法令・定款に違反していないことを適宜確認しております。

「監査役監査基準」に従い、当社の経営に影響を及ぼす事象は遅滞無く監査役に報告され、監査役は必要に応じて意見を述べております。また、監査役は、代表取締役や内部監査部門及び内部統制部門等と、適宜会合を実施し意見交換を行うことにより、監査の実効性を高めております。

3．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況・運用状況

(1) 基本的な考え方

当社は、社会的責任並びに企業防衛の観点から、反社会的勢力からの接触、不当要求等に対しては、毅然とした態度で臨むものとし、断固たる姿勢で反社会的勢力との関係遮断に取り組んでいます。

(2) 整備状況・運用状況

①社内体制の整備状況・運用状況

当社は内部統制担当者を中心として反社会的勢力排除に向けた社内体制を整備しています。

従業員は、「誓約書」に反社会的勢力との関係遮断の確認を実施しております。

取引先等の選定に際しては、新規取引開始時、及び定期的に当社所定のルールに基づく調査を実施しております。また、契約書には反社会的勢力との関係排除の条項を盛り込んでおり、将来においても契約締結先が反社会的勢力との取引関係が発覚した場合には、契約を解除する条項を盛り込むことで当社と反社会的勢力との関係排除の対策を講じております。

②外部専門機関との連携

当社は神奈川県企業防衛対策協議会に加盟しており、同協議会、警察当局、顧問弁護士、外部調査機関等との緊密な情報交換、情報収集を実施しています。また、反社会的勢力との対応に際しては、警察当局、顧問弁護士等の外部専門機関と緊密に連携し、速やかな問題解決を図ることとしております。

剰余金の配当等に関する基本方針及び当期・次期の配当

当社グループは、株主様に対する適正な利益還元を重要な経営課題の一つと認識しております。事業の形態が、プレミアムメンバーのライフタイムバリューの最大化を図るストック型のサブスクリプション型ビジネスに変化し、より継続的に安定した配当による利益還元が実現可能になりつつあります。よって配当による利益還元については、プレミアムメンバーの接点強化並びに長期継続のための「人材の質」に対する投資や施策、財務体質の強化、内部留保の充実などを総合的に勘案し、連結配当性向30％程度を目安に安定的に実施することといたします。

剰余金の配当につきましては、中間配当と期末配当の2回行うことを基本方針としております。これらの配当は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会決議に基づき行います。また、機動的な資本政策及び株主に対する利益還元の一方法として、自己株式の取得等も適宜検討してまいります。

上記方針に基づき、当期末の剰余金の配当は、7.0円といたします。この結果、当中間配当の1株当たり7.0円とあわせまして年間では14.0円、連結配当性向は92.4％となります。当連結会計年度は、目標とする連結配当性向30％を大きく上回る結果となりましたが、引き続き安定した配当を維持できるよう、業績拡大に努めてまいります。

翌連結会計年度の剰余金の配当につきましては、当面、大規模な設備投資やその他大きな投資を行う予定がないことから、株主様への株主還元を継続して実施させていただきたいと存じます。その結果、中間7.0円、期末7.0円、年間14.0円とさせていただく予定です。なお、業績の変動により配当性向及び配当金額等が変動する可能性がございます。

内部留保につきましては、教育にとどまらない人材への総合的な投資や「ピーシーデポスマートライフ店」への改装、並びに「PC DEPOTパソコンクリニック」「くらしのデジタル館」の新規開設、地域のステークホルダーとの協業・投資、新サービスのシステム開発費、また新型コロナウイルス感染症拡大に伴う近時の状況を考慮した対応等に充当し、業績の一層の向上に努めてまいります。

なお、当社は「剰余金の配当など会社法第459条第１項各号に掲げる事項を取締役会の決議によって、定めることができる。」旨を定款で定めております。

連結注記表

１．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

⑴　連結の範囲に関する事項

・連結子会社の数　　３社

・連結子会社の名称　　株式会社イージェーワークス
株式会社ピーシーデポストアーズ
株式会社フューチャーデザインインベストメント

・非連結子会社の名称等

株式会社イーダブリューデザイン

（連結の範囲から除いた理由）

非連結子会社は小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

⑵　持分法の適用に関する事項

・持分法適用の関連会社数

該当事項はありません。

・持分法を適用しない関連会社

株式会社サロミー

（持分法を適用しない理由）

上記１社につきましては、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり重要性が乏しいため、持分法の範囲から除外しております。

⑶　連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結会計年度末日と一致しております。

⑷　会計方針に関する事項

①　重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．有価証券の評価基準及び評価方法

・その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等
移動平均法による原価法

ロ．棚卸資産の評価基準及び評価方法
主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産（リース資産を除く）
定率法
ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

ロ．無形固定資産
定額法
自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

ハ．リース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金
債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．賞与引当金
従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

ハ．商品保証引当金
商品の保証に備えるため、過去の実績に基づき、将来顕在化すると見込まれる金額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

確定拠出型の退職給付に係る費用は、従業員が役務を提供した期間に損益として計上しております。

⑤　ヘッジ会計の方法

イ．ヘッジ会計の方法	金利スワップについては、適用要件を満たすため特例処理を採用しております。
ロ．ヘッジ手段とヘッジ対象	ヘッジ手段・・・金利スワップ ヘッジ対象・・・借入金利息
ハ．ヘッジ方針	長期借入金の金利変動リスクの回避を目的として、個別契約毎に金利スワップ取引を行っております。
ニ．ヘッジ有効性評価の方法	特例処理の適用要件を満たしており有効性が保証されているため、有効性の評価を省略しております。

⑥　のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。

⑦　収益及び費用の計上基準

デジタルライフ会員の関連事業は、商品販売として、パソコン、スマートフォン･タブレット等のスマートデバイス、周辺機器、中古品等を取り扱っており、また、サービスとして、サブスクリプション型「プレミアムメンバー」、技術サービスとFVNO、MVNO等のソリューションサービスを提供しております。

商品の販売又はサービスの提供に係る収益は、顧客との販売契約に基づいて商品引渡又はサービスを提供する履行義務を負っております。当該履行義務のうち商品の販売については商品を引き渡した時点において、顧客が当該商品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。また、当社グループにおける主なサービスの提供であるプレミアムサービスに係る収益は、商品及び定額会員制サービスを一体として提供するものであり、顧客との契約に基づいて商品及びサービスを提供する履行義務を負っております。当該契約のうち、サービスの提供は、一定の期間にわたり履行義務を充足する取引であり、履行義務の充足の進捗度に応じて収益を認識しております。

当社グループが代理人として商品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識しております。

なお、代理人取引及び取引価格の配分については以下のように処理しております。

・代理人取引

顧客への財又はサービスの提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先等に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

・取引価格の配分

1つの契約で複数の財及びサービスを提供する取引については、それぞれの履行義務に見合った収益の金額を計上するため、独立販売価格を見積もり、これにより取引価格を配分しております。

支払条件に関しては、商品の販売に関する取引の対価は商品の引渡し後概ね3年以内に受領しており、サービスの提供に関する取引の対価は履行義務の進捗に応じて段階的に受領しております。

⑧　その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理　　税抜方式によっております。

⑸　会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これによる主な変更点は以下のとおりです。

・代理人取引

顧客への商品の販売及びプレミアムサービスの提供については、従来は、顧客から受け取る対価の総額で収益を認識しておりましたが、顧客への財又はサービスの提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先等に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

・取引価格の配分

1つの契約で複数の財及びサービスを提供する取引については、それぞれの履行義務に見合った収益の金額を計上するため、独立販売価格を見積もり、これにより取引価格を配分しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、当連結会計年度の売上高は266百万円減少し、売上原価は420百万円減少し、営業利益は157百万円増加し、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ161百万円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は196百万円減少しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、これに伴う連結計算書類に与える影響はありません。

⑹　表示方法の変更

（連結貸借対照表）

前連結会計年度まで有形固定資産の「その他」に含めて表示しておりました「土地」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しました。

なお、前連結会計年度の「土地」は1,060百万円であります。

⑺　会計上の見積りに関する注記

①棚卸資産の評価

デジタルライフ会員の関連事業の商品の当連結会計年度末における帳簿価額は、3,498百万円であり、期間の経過とともにその価値は低下していくものと認識しております。しかしながら、その低下の程度を合理的に見積り、期間の経過とともに都度評価することは困難であるため、定期的に在庫内容を確認し、販売見込期間に係る仮定に基づき、一定期間を経過した商品は、帳簿価額を経過期間に応じて段階的に評価し、評価損を計上しております。

また、店舗販売価格に基づき算定した販売見込価格が原価を下回る商品は、帳簿価額を販売見込価格まで評価減しております。当連結会計年度において評価損122百万円を計上いたしました。この仮定については、今後の市場動向や在庫状況等に大きな影響を受ける可能性があるため、不確実性を伴っており見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

②固定資産の減損

デジタルライフ会員の関連事業の有形・無形固定資産の連結会計年度末における帳簿価額は、3,691百万円であります。当社グループは、店舗の減損の兆候を把握するに当たり、各店舗を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の資産の単位としております。各店舗の営業損益が当期マイナスとなった場合、前期の営業損益がマイナスもしくは来期以降の営業損益が継続してマイナスの見込みとなった時、減損の兆候に該当するものとしております。また、固定資産の時価が著しく下落した場合、店舗閉鎖･移転の意思決定を行った場合等も、減損の兆候に該当するものとして判断しています。なお、新規出店店舗の減損の兆候を把握する際は、合理的な事業計画に基づき、出店事業年度から2年以内の猶予期間を設定しております。また、ピーシーデポスマートライフへの改装につきましては、よりプレミアムメンバーシップサービス提供を強化する

ための改装であり、新規出店店舗と同様の取り扱いをしております。減損の兆候が把握された店舗については、将来キャッシュ・フローを見積り、割引前将来キャッシュ・フローの合計額が固定資産の帳簿価額を下回る場合に、帳簿価額を回収可能価額（正味売却価額又は使用価値）まで減額し減損損失として計上することとしており、当連結会計年度において、減損損失のうち、店舗関連の減損損失は14百万円を計上いたしました。この回収可能価額（割引後将来キャッシュ・フロー）の算定には、各店舗の将来の営業年数及び過去の実績に基づき概ね同程度の売上高や経常利益で推移するなどの仮定に基づく将来の営業計画によっておりますが、これらの将来の営業計画は、今後の市場動向等により翌連結会計年度以降の減損損失の発生に大きく影響を受ける可能性があり、不確実性を伴っており見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

⑻　追加情報

(新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り)

当社グループでは、固定資産の減損会計や繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りについて、連結計算書類作成時において把握している情報に基づき実施しております。

翌連結会計年度(2023年3月期)は新型コロナウイルス感染症の影響も徐々に収束するという一定の仮定に基づいて会計上の見積りを行っております。なお、当感染症の収束時期等の見積りは不確実性を伴うため、実際の結果はこれらの見積りと異なる場合があります。

2．連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額　　6,629百万円

3．連結株主資本等変動計算書に関する注記

⑴　発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	52,622,400株	－株	－株	52,622,400株

⑵　剰余金の配当に関する事項

①　配当金支払額等

イ．2021年５月13日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額　　353百万円　　（注）１

・１株当たり配当額　　7.0円

・基準日　　2021年３月31日

・効力発生日　　2021年６月24日

ロ．2021年11月11日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額　　353百万円　　（注）２

・１株当たり配当額　　7.0円

・基準日　　2021年９月30日

・効力発生日　　2021年12月6日

（注）　１．基準日現在に信託口が所有する当社株式767,600株に対する配当金５百万円は含めておりません。

２．基準日現在に信託口が所有する当社株式749,000株に対する配当金５百万円は含めておりません。

②　基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌連結会計年度になるもの

2022年５月12日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額　　353百万円　　（注）

・１株当たり配当額　　7.0円

・基準日　　2022年３月31日

・効力発生日　　2022年６月27日

（注）　当連結会計年度末に信託口が所有する当社株式734,700株に対する配当金５百万円は含めておりません。

⑶　当連結会計年度末日における新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式　　442,400株

4．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しており、一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、売買益を目的とするような投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金の大半は、商品販売及びサービスの売上高によるカード売上によるものであり、顧客の信用リスクに晒されております。また、当該リスクに関しては、顧客別に管理をしており、当社メンバーリレーション部にて定期的に回収状況を確認する体制をとっております。カード売上による売掛金は、翌月には決済されるものであります。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であります。

賃貸人等に対し、契約締結時に敷金又は保証金を差し入れております。その差入先に対する信用リスクについては、賃貸借契約締結前に信用状況を調査・把握する体制としております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが１年以内の支払期日であり、これらの営業債務などの流動負債は、その決済時において流動性リスクに晒されますが、毎月資金繰計画を見直すなどの方法により、そのリスクを回避しております。

長期借入金は主に設備投資に係る資金調達であります。デリバティブ取引の実行管理は、経理財務本部で行っており、リスク管理に対してはリスク管理規程等により管理を行っております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1)　差入保証金(注3)	956	851	△105
(2)　敷金(注3)	1,601	1,410	△190
資産計	2,558	2,262	△296
(1)　長期借入金(注4)	7,435	7,444	9
負債計	7,435	7,444	9

(注) 1.「現金及び預金」及び「買掛金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。また「売掛金」については収益認識に関する会計基準の適用等により、時価が帳簿価額と近似していることから記載を省略しております。

2. 市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額　投資有価証券5百万円）については記載をしておりません。

3. 差入保証金及び敷金については、金融商品相当額のみを表示しております。

4. 長期借入金には１年以内返済予定の長期借入金が含まれております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベ ルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
差入保証金	－	851	－	851
敷金	－	1,410	－	1,410
長期借入金	－	7,444	－	7,444

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

差入保証金及び敷金

事業所のライフサイクルを考慮のうえ合理的な利率で割り引いた現在価値によっており、レベル２の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。なお、長期借入金には１年以内返済予定の長期借入金が含まれております。

５．収益認識に関する注記

(1) 収益の分解情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	当連結会計年度
手数料収入	17,499
商品売上高	14,281
その他	1,242
顧客との契約から生じる収益	33,024
その他の収益	－
合計	33,024

(2) 収益を理解する基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項　(4) 会計方針に関する事項　⑦収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約負債の残高

顧客との契約から生じた契約負債の期首残高及び期末残高は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

契約負債	当連結会計年度
期首残高	429
期末残高	397

連結貸借対照表上、契約負債は流動負債の「その他」に計上しております。契約負債は定額会員制サービスにおける年間料金一括受領分のうち、期末時点において履行義務を充足していない残高であります。

当連結会計年度において認識した収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた金額は429百万円であります。

契約負債は、主に契約期間に収益を認識する顧客とのプレミアムサービス又はインターネットプロバイダー契約について、年払契約に基づき顧客から受け取った1年分の前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格については、提供したサービスの時間に基づき固定額を請求する契約等であるため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

6. 1株当たり情報に関する注記

⑴	1株当たり純資産額	520円96銭
⑵	1株当たり当期純利益	15円15銭

7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項

(1)　資産の評価基準及び評価方法

①　有価証券の評価基準及び評価方法

・子会社株式及び関連会社株式　　移動平均法による原価法

・その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

②　棚卸資産の評価基準及び評価方法

・商品　　主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2)　固定資産の減価償却の方法

①　有形固定資産（リース資産を除く）　　定率法によっております。ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

②　無形固定資産

・自社利用のソフトウエア　　社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

③リース資産　　リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3)　引当金の計上基準

①　貸倒引当金	債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
②　賞与引当金	従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。
③　商品保証引当金	商品の保証に備えるため、過去の実績に基づき、将来顕在化すると見込まれる金額を計上しております。

(4)　収益及び費用の計上基準

デジタルライフ会員の関連事業は、商品販売として、パソコン、スマートフォン･タブレット等のスマートデバイス、周辺機器、中古品等を取り扱っており、また、サービスとして、サブスクリプション型「プレミアムメンバー」、技術サービスとFVNO、MVNO等のソリューションサービスを提供しております。

商品の販売又はサービスの提供に係る収益は、顧客との販売契約に基づいて商品引渡又はサービスを提供する履行義務を負っております。当該履行義務のうち商品の販売については商品を引き渡した時点において、顧客が当該商品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。また、当社における主なサービスの提供であるプレミアムサービスに係る収益は、商品及び定額会員制サービスを一体として提供するものであり、顧客との契約に基づいて商品及びサービスを提供する履行義務を負っております。当該契約のうち、サービスの提供は、一定の期間にわたり履行義務を充足する取引であり、履行義務の充足の進捗度に応じて収益を認識しております。

当社が代理人として商品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識しております。

なお、代理人取引及び取引価格の配分については以下のように処理しております。

・代理人取引

顧客への財又はサービスの提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先等に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

・取引価格の配分

1つの契約で複数の財及びサービスを提供する取引については、それぞれの履行義務に見合った収益の金額を計上するため、独立販売価格を見積もり、これにより取引価格を配分しております。

支払条件に関しては、商品の販売に関する取引の対価は商品の引渡し後概ね3年以内に受領しており、サービスの提供に関する取引の対価は履行義務の進捗に応じて段階的に受領しております。

(5)　その他計算書類作成のための基本となる事項

①　ヘッジ会計の方法

イ．ヘッジ会計の方法	金利スワップについては、適用要件を満たすため特例処理を採用しております。
ロ．ヘッジ手段とヘッジ対象	ヘッジ手段・・・金利スワップ ヘッジ対象・・・借入金利息
ハ．ヘッジ方針	長期借入金の金利変動リスクの回避を目的として、個別契約毎に金利スワップ取引を行っております。
二．ヘッジの有効性評価の方法	特例処理の適用要件を満たしており有効性が保証されているため、有効性の評価を省略しております。

②　消費税等の会計処理　　税抜方式によっております。

(6)　会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これによる主な変更点は以下のとおりです。

・代理人取引

顧客への商品の販売及びプレミアムサービスの提供については、従来は、顧客から受け取る対価の総額で収益を認識しておりましたが、顧客への財又はサービスの提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先等に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

・取引価格の配分

1つの契約で複数の財及びサービスを提供する取引については、それぞれの履行義務に見合った収益の金額を計上するため、独立販売価格を見積もり、これにより取引価格を配分しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、当事業年度の売上高は191百万円減少し、売上原価は315百万円減少し、営業利益は126百万円増加し、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ129百万円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は153百万円減少しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、これに伴う計算書類に与える影響はありません。

(7) 表示方法の変更

該当事項はありません。

(8) 会計上の見積りに関する注記

① 棚卸資産の評価

デジタルライフ会員の関連事業の商品の当事業年度末における帳簿価額は、2,705百万円であり、当事業年度において評価損80百万円を計上いたしました。会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報については、「連結注記表 1.連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 (7) 会計上の見積りに関する注記 ①棚卸資産の評価」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

② 固定資産の減損

デジタルライフ会員の関連事業の有形・無形固定資産の当事業年度末における帳簿価額は、3,201百万円であります。当事業年度において、店舗関連の減損損失8百万円を計上いたしました。会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報については、「連結注記表 1.連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 (7) 会計上の見積りに関する注記 ②固定資産の減損」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(9) 追加情報

(新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り)

「連結注記表 1.連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 (8) 追加情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

2．貸借対照表に関する注記

(1)	有形固定資産の減価償却累計額	6,170百万円
(2)	関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。	
	① 短期金銭債権	18百万円
	② 短期金銭債務	185百万円
	③ 長期金銭債務	97百万円

3．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

(1)	営業取引による取引高	1,349百万円
(2)	営業取引以外の取引による取引高	
	固定資産購入高	116百万円
	その他	473百万円

4．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	2,188,866株	340株	115,400株	2,073,806株

(注) 当事業年度末に信託口が所有する当社株式734,700株を自己株式数に含めて記載しております。

5．税効果会計に関する注記

繰延税金資産の主な内容は、棚卸資産評価損、固定資産減損損失、減価償却超過額及び資産除去債務であります。

6．関連当事者との取引に関する注記

子会社等

属性	会社等の名称	議決権の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
子会社	㈱ピーシーデポストアーズ	直接所有 100%	経営管理 資金の貸付 不動産の賃貸 役員の兼任	資金の貸付	90	短期貸付金	1,160
					―	長期貸付金	700
				不動産の賃貸	251	―	―

（注）1．取引金額及びその他の科目については消費税等を含んでおりません。

2．取引条件及び取引条件の決定方針等

⑴　資金の貸付については、当社グループ内での資金の有効活用を目的としたグループファイナンスとして行っており、市場金利を勘案した合理的な利率を設定しています。また、短期での反復取引のため、取引金額は当事業年度における純増減金額を記載しております。

7．収益認識に関する注記

(1)　収益を理解する基礎となる情報

収益を理解する基礎となる情報については、「連結注記表 1.連結計算書類作成のための基本となる重要な事項　5.収益認識に関する注記　(2)収益を理解する基礎となる情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

8.　1株当たり情報に関する注記

⑴　1株当たり純資産額　442円23銭

⑵　1株当たり当期純利益　13円28銭

9．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。